

## 商品概要説明書

1. 商品名	期日指定定期預金
2. ご利用いただける方	個人の方
3. 期間	1年を経過すれば、ご希望の日を満期日に指定できます。(最長預入期限3年) 但し、満期日の指定は1ヶ月前までに通知する必要があります。 ※最長預入期限に自動継続できます。
4. お預入 ①お預入方法 ②お預入金額 ③お預入単位	随時預入れます。 100円以上300万円未満 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。 預金の一部を払戻しする場合は、10,000円以上の金額でお願いします。
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。 満期日以後に一括してお支払します。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算します。
7. 課税方法	・個人の方・・・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日は復興特別所得税が追加課税され20.315% (国税15.315% 地方税5%) ※マル優ご利用の場合は課税されません。
8. 金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボード他、ホームページ上でもご覧いただけます。
9. 手数料	—
10. 付加できる 特約事項	・マル優のお取扱いができます。 ・自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額 他の定期預金担保分を合算した金額の90%(最高500万円まで) 貸越利率 担保定期預金利率+0.5%
11. 中途解約時の取扱	・中途解約利率により利息計算します。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日(9～17時)に、営業店又は総務部にお申し出下さい。 ・下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日(9～17時)に当金庫総務部又は全国しんきん相談所にお申し出下さい。 東京弁護士会 03-3581-0031 第一東京弁護士会 03-3595-8588 第二東京弁護士会 03-3581-2249 全国しんきん相談所 03-3517-5825 当金庫総務部 0276-72-2565
13. その他重要事項	・この預金は、預金保険制度の対象となります。 ・満期日以後のお利息は解約日における普通預金利率により計算します。

## ※中途解約利率

6ヶ月未満	解約日の普通預金利率
6ヶ月以上 1年未満	2年以上利率×40%
1年以上 1年6ヶ月未満	2年以上利率×50%
1年6ヶ月以上 2年未満	2年以上利率×60%
2年以上 2年6ヶ月未満	2年以上利率×70%
2年6ヶ月以上 3年未満	2年以上利率×90%